

軽自動車税の減免を受けられた方へ

- 1 減免は、毎年賦課期日（4月1日）時点の状況で決定します。申請内容に変更があった場合は、減免を希望する年度の納期限までに手続きが必要になります。

【手続きの例】

- (1) 車両を買い替えた又は廃車した（※ナンバーのみの変更を含む）
⇒ 窓口にて手続きが必要です。
- (2) 身体障害者手帳等を更新した
⇒ 窓口にて減免スタンプを押し直します。
- (3) 免許を更新した（有効期限が賦課期日前だった場合のみ）
⇒ 担当に連絡が必要です。
- (4) 身体障害者等と納税義務のある方及び運転される方の住民票の世帯が別になった
⇒ 生計同一証明書（障害福祉課にて発行）の提出が必要です。

- 2 減免決定通知書は、毎年6月10日前後に郵送します。

マイチェンクス

軽JNKSの稼働により、車検の際の、窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。

従来と同じ継続検査用の証明書が必要な場合は、市役所資産税課または市内の窓口センターで無料でお取りいただけます。

※軽JNKSとは・・・軽自動車税の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会を確認できるシステム

- 3 減免の内容を確認するため毎年1月に現況報告書を郵送しますので、必要事項を記入し期日までに返送してください。未提出の場合は、減免解除となり翌年度から課税されます。

【その他減免解除の例】

- (1) 納税義務のある方が死亡した
- (2) 納税義務のある方が市外へ転出した
- (3) 身体障害者手帳等を返納した ・ ・ ・ など

<問い合わせ先>

豊橋市役所 財務部資産税課 軽自動車税担当
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
東館2階 20番窓口
TEL 0532-51-2210
FAX 0532-56-5088